

根室市長
根室市教育長

石垣 雅敏 様
波岸 克泰 様

2026年1月14日

日本共産党根室市議会議員団
団長 鈴木 一彦
日本共産党根室市委員会
委員長 橋本 竜一

2026年度の根室市予算編成等に関する
要 望 書

はじめに

高市早苗政権は昨年12月26日、2026年度政府予算案と「税制改正大綱」を閣議決定しました。一般会計総額は122兆3092億円と過去最大を更新しました。

26年度の予算編成では物価高騰を受け、概算要求段階で各省庁の政策判断で使用できる裁量的経費について、前年度当初予算から1割削減することを前提としてきたこれまでの基準を改め、「前年度当初予算に相当する額」を要求できるとしました。それにもかかわらず「予算全体のメリハリ付け」などとして暮らし関連予算を削減しています。

社会保障関係費は2025年度当初予算比7621億円増となる39兆559億円でした。概算要求時には4000億円と見積もっていた自然増を、▽高額医療費制度の負担額を引き上げる▽OTC（市販）類似薬の保険給付はずしーなどの制度改悪で1500億円も圧縮しました。

一方で「防衛費」は突出して増やし、過去最大の9兆353億円を計上しました。米国の対中国戦略に基づき、日米の軍事一体化を狙い、長距離ミサイルや小型無人機（ドローン）を大量取得します。

このような予算案は、暮らしと経済の困難の打開、日本と世界の平和を願う国民の要求に背を向けたものと言わざるを得ません。

こういう時だからこそ、住民の福祉の向上を図る地方自治体の果たす役割はますます重要になると考えます。

異常な物価高騰という全国的な状況に加え、根室市の場合、漁業不振等により市中経済の低迷が続いています。そうした状況にあっても石垣市長は、「ふるさと納税」などを活用し、市民負担軽減につながる施策を展開されてきました。2026年度におきましても、市民のいのちと暮らし、健康と安全を守るという自治体本来の役割を、市長を先頭に職員の皆さんが果たされることを望みます。

以下の通り、市政にかかわる様々な事項について要望します。

1. 領土問題について

1. 日韓関係が困難な状況が続くが、元島民のみなさんの思いに寄り添い、返還運動原点の地の市長としての主張を明確にし、力強い返還運動を進めること。
2. 「北方領土」関連予算について。
 - ① 領土を失ったことによる地域の疲弊に対して、国の責任で抜本的かつ十分な振興策が図られるよう、新たな法整備を国に求めること。
 - ② 領土返還要求運動および地域振興対策にふさわしい予算措置を国および道に求めること。
 - (ア) 北方基金の補助金について、地域の要望が適切に反映されるよう要請すること。
 - (イ) 北方基金取り崩し後の財源確保について、対策の具体的な検討を進めるよう求めること。
 - ③ 国土交通省の地域振興補助金の1億円は、今後の継続とともに増額を引き続き求めること。
 - ④ 北海道の北方領土隣接地域振興加速化補助金の継続と抜本的な増額等による地域財源の確保を要求すること。
3. 人権に関わる問題として北方墓参が一刻も早く再開されるよう国に求めること。
4. 元島民への援護措置などの対策の拡充、返還運動後継者対策の強化等について強く政府に求めていくとともに、根室市としても新たな独自施策を積極的に展開すること。
6. 「北方領土」問題の学習啓発及び関連させた観光への取り組みの推進。
 - ① 内閣府「北方領土を目で見る運動」修学旅行誘致事業について、物価高騰に適した補助金の増額や対象団体の拡大など、全国の学校・教育団体が修学旅行などで根室市を訪問しやすい環境整備を求めること。
 - ② 望郷の家と北方館、北方領土資料館について、啓発施設としてさらに有効な施設の整備のあり方について国や北対協等と十分な検討をすすめること。
 - ③ 啓発施設の展示や資料等について、その内容のさらなる充実とともに、四島の現状がわかるような新しい資料等の適切な更新を進めていくこと。
 - ④ 根室国後間海底電信線陸揚施設について「保存活用計画」により計画的に覆い屋や周辺護岸整備、駐車場の整備が進められる計画だが、北海道が管理する周辺の護岸についても景観や安全性の観点から適切な整備を進めて行くよう求めること。

2. 産業問題について

1. 対口漁業交渉について、日口関係の悪化から北方四島安全操業の協定が停止され、地崎沖漁業交渉については2年連続の「越年」となったが、漁業者の生業を守り、市中経済の活性化のためにも、滞りなく妥結されるよう、国・関係機関に求めること。
2. 大学等の研究者と現場の漁業者や漁協等の協議の場の設定など、沿岸資源、漁獲量の変化を含めた海洋環境の激変に対応する漁業振興策を図ること。
3. 研究機関等の連携を強化し、地元の加工業、特に小規模企業が取り組める一次・二次加工品の開発等に対する行政的な支援対策を進めること。
 - ① 水産加工振興センターの研究開発に必要な機材整備を進めること。
 - ② 東海大との共同研究が進められているが、民間事業者への技術提供の支援とともに、さらなる商品開発へ向けた取り組みを促進すること。
 - ③ 近年の海洋環境の変化等から水揚げされるようになってきた新たな魚種に対し、より付加価値を高めていくための研究対策と支援を進めること。
4. 異常気象が頻発している状況を踏まえ、漁業を持続可能な産業として強化していくために、漁業共済・積立プラス制度の拡充などで、漁業者の所得対策の確立を図るための精度の充実を国に求めること。
5. 輸入飼料高騰の影響を受ける酪農経営について、国・北海道および近隣自治体と連携し、市としても酪農家の経営を支援するため必要な対策を行うこと。
6. 農林漁業の後継者対策を各機関と連携しながら推進するとともに、道や国に対しても総合的・抜本的な対策を求めること。また、根室市としても独自の後継者対策を充実させること。
7. 鳥獣被害対策について、ハンターの後継者育成、適切な報酬の確保を含め駆除体制の充実を図ること。市街地における対策も強化すること。エゾシカ資源を活かした地域の活性化対策等を推進すること。

3. 中小企業支援、生活関連公共事業、地域の雇用問題等について

1. 中小企業振興基本条例・産業振興ビジョンにもとづく施策の推進。
 - ① 中小企業団体や地域の金融機関の役割の明確化と行政やそれら関係機関による共同の取り組みをすすめること。
 - ② 市内の多くの企業が大学等研究機関と連携して新たな商品開発などの取り組みを実施できるよう行政としての支援策を検討すること。
 - ③ 創業支援の充実をはかること。
2. 生活関連公共事業について。
 - ① 生活環境改善が求められている市道の計画的な整備、長寿命化対策および適切な雨水対策等を推進すること。
 - ② 子どもたちの登下校の安全、高齢者の冬場の歩行の安全に配慮した除雪体制の維持整備。
 - ③ 公営住宅について、国に対して適切な予算配分を強く求めること。
 - (ア) 長寿命化計画にもとづく計画的な営繕のための予算確保。
 - (イ) 急激に進む高齢社会に対応した市営住宅の建設および既存住宅の改修。共用部分の清掃や草刈りなど入居者の状況にあわせた対応の検討。
 - (ウ) 生活困窮者等が緊急時に利用しやすい低所得者向け住宅の整備。
 - (エ) 災害発生時にすぐに対応できる市営住宅の整備。
 - (オ) 市営住宅使用料の減免制度について、対象の拡大・減免割合の拡充。
 - (カ) 網戸の設置。
3. 外国人技能実習生や特定技能外国人等をはじめ市内でも登録される外国人市民が増加しており根室市は今年度、言葉や文化などの課題を乗り越え地域で共に暮らす全ての方が安心して生活できる「多文化共生推進プラン」の策定作業を進めている。一方で全国各地では在留外国人に対する差別的な風潮が強まっている地域もあり、相談窓口等の設置のほか、多文化共生に向けて市民の理解を広げるための取り組みを着実に進めること。
4. 雇用・労働環境の改善について
 - ① 最低賃金の引き上げ、中小企業支援対策の国の予算拡大を含めた抜本強化を求めること。
 - ② 近年の労働力不足に対して地元雇用を促進するために、働きやすい労働環境の充実・改善を市内企業とともに築いていくこと。
 - ③ 高齢者・障がい者など就業に困難を抱える方々へ、相談援助や助成支援等の対策を市としても進めること。

3. 中小企業支援、生活関連公共事業、地域の雇用問題等について

5. 季節労働者の通年雇用推進事業が真に実効性の上がるものになるようその制度の抜本的改善について道、国に強く求めること。技能講習の内容や開催時期などについて、季節労働者の意見要望などを踏まえ充実させていくこと。
6. 根室市勤労者福祉基金について、市内の利用ニーズの把握につとめるとともに、貸付金の種類・金額などについても、さらなる検討をおこなうこと。
7. 交通安全対策事業の推進。
 - ① 町会や関係団体が実施する交通安全上に対する支援をすすめること。
8. 公共交通の維持・確保対策
 - ① 根室本線花咲線をふくむ JR 北海道の問題について、公共交通機関に対する国および北海道の責任をしっかりと果たすよう強く要請するとともに、地元自治体として鉄路を活用した将来的なまちづくりのあり方について、市民と十分に協議しながらすすめること。
 - ② 根室市地域公共交通計画にもとづく必要な財源の確保および各種施策の積極的な推進。
 - (ア) 市内でバスや JR など公共交通機関の無い地域に暮らす住民へ必要な移動手段の確保対策。
 - (イ) 根室市地域公共交通確保対策協議会の活動を中心に定期的な地域住民との意見交換など住民ニーズの把握に努めること。
 - (ウ) 夜間のタクシーが運行していない時間帯の高齢者や障害者の方の緊急受診などのための移動支援について検討すること。
9. 市内の観光関連施設について、老朽化した施設補修が追い付いていない実情もあり、整備のための予算拡充を図ること。
 - ① 春国岱原生野鳥公園の市が管理する木橋についても徐々に経年劣化しており、計画的な修繕をすすめること。
 - ② 落石岬の木道について、長期的な視点から整備のあり方についての構想をたてること。
 - ③ 北方原生花園のトイレの早期改修を北海道に引き続き強く求めること。
 - ④ 浜松海岸駐車場のトイレの早期改修を北海道に要請すること。
 - ⑤ 市民の森の遊歩道の整備。
10. 公園施設長寿命化計画にもとづく、都市公園の計画的な整備をすすめること。
 - ① 運動公園以外の公園について、遊具の更新時期にあわせてインクルーシブ遊具の整備を検討すること。

4. 行財政運営について

1. 物価高騰により市民生活や産業への悪影響が懸念されることから、引き続き実態に応じた対策を図ること。
2. 根室市は、市民憲章においてまちづくりの基本理念と市民の行動規範を示しているところであるが、憲法に規定されている地方自治の本旨を実現するためには、まちづくりの基本方針を定め、市民参加と協働を広げる具体的な制度や仕組みづくりが必要である。そのためにも自治基本条例の制定に向けた検討を行うこと。
3. 住民の命と健康、安全をまもる自治体の目的を果たせるよう、国に対して地方交付税の拡充等の財源保障、財源確保を強く求めること。市の予算編成にあたっては、福祉・介護・医療、教育、基幹産業振興、防災・減災のいっそうの拡充を図ること。
4. 市行政職員の確保対策。
 - ① 職員の定数管理については、直接市民サービスを担当する現場への人員配置を充実させ、市民サービスの向上・充実につなげること。各分野で専門的なスキルをもつ職員の採用、養成を図ること。

(ア)保健師や看護師、保育士など不足する専門職人材の体制を補うため本庁舎、病院、子育て関連施設など流動的な人事移動（人事交流）のあり方について検討すること。

(イ)スポーツ健康都市宣言にふさわしい施策の展開や地域コミュニティの活性化の観点からも、社会体育主事、社会教育主事（および社会教育士の育成）の配置を促進すること。
 - ② 女性職員の採用、管理職への昇格等に十分配慮した組織機構と人事等に努めること。
 - ③ 男性職員の育児休業等の取得率向上にむけた取り組みの推進。
 - ④ 民間住宅の借り上げなど新たな手法も含め新規職員の確保対策を強化すること。
 - ⑤ 会計年度任用職員について引き続き処遇改善をはかること。
 - ⑥ フルタイム会計年度任用職員について、長期間の任用が必要な職種については正職員化など長期的な視点に立った対応を検討すること。
5. 安心して住み続けられるまちづくりにとって、地域・福祉コミュニティの活性化が不可欠であり、コミュニティの再構築に向けては、公民館活動等を軸にしながら地域住民と一体となった活動が必要である。そのために、人員配置を含めたハード・ソフト両面にわたる施策の充実、地域会館等の施設整備を進めること。

4. 行財政運営について

6. 旧花咲小学校の跡地利用など、ランドデザイン構想にもとづく将来的なまちづくりにむけた具体的な展開についての協議検討を行うこと。
7. 低廉で安全な水の供給を行う水道事業の持続性を確保し、今後も市民や事業者が安心して水を利用できる環境維持に努めること。
 - ① 水道・下水道事業について、行政として今後も住民に対して適切な情報提供を行うとともに、住民の意見などが十分に反映されるような運営を行うこと。
 - ② 水道・下水道施設・管路の耐震化の促進。
(ア)特に終末処理場はじめ下水道施設の耐震化にむけた具体的な方針の策定。
 - ③ 水道施設の整備更新などに対する補助事業の拡充など、ナショナルミニマムの観点から、国の抜本的な財政支援の強化を強く求めること。
 - ④ 市民の水道料金の負担軽減や水道会計を支える観点から、今後においても一般会計からの繰り入れを維持することを含め、必要な財政支援を進めること。
 - ⑤ 低所得者への減免制度について現状の仕組みを維持した上で、生活困窮者を支援する観点から抜本的な制度の拡充を図ること。
8. 指定管理制度については、日常的な行政の指導・監督等を強化し、市民が公正なサービスを受けられるよう、その質の向上に努めること。また、教育・福祉分野へのこれ以上の導入は、原則行わないこと。
9. 市として公共・民間で働く市民の労働環境を改善する労働政策を確立すること。また、公契約制度の趣旨を活かし、市の委託業者などの実態を十分に把握して、必要に応じて労働条件の改善を積極的に働き掛けること。
10. 老朽化する公共施設の計画的な維持管理、補修の予算を十分に確保すること。
11. 空家等対策の推進。
 - ① 解体費用への独自助成制度について支給条件を緩和し広く活用できるようにするなど、市として空家対策をより一層強化すること。
 - ② 空地・空家の寄付制度など他の先進事例を参考にした空家の利活用について検討をすすめること。
12. 投票率の向上に向け、地域として選挙に行きやすい、投票しやすい環境の整備を図ること。

5. 医療・介護・福祉・子育て支援等について

1. 燃油価格が高止まりしている状況にあり、新年度以降も福祉灯油を継続的に実施すること。
 - ① 対象者の拡大など支援内容のさらなる拡充を図ること。
2. 子育て支援対策の推進について。
 - ① 「市町村こども計画」等の市の重要な施策方針に対して、こども自身の意見を反映させるための手法を検討すること。
 - ② 保育所や放課後教室等の計画的な施設整備と職員体制の充実をはかること。
 - ③ ひとり親家庭等医療費給付制度について、保護者の外来通院費の負担軽減など、対象や給付内容を拡充すること。
 - ④ 産後ケアについて、日帰り型・宿泊型をふくめ市立根室病院での実施の検討を行うこと。
 - ⑤ ファミリサポートセンター事業について、会員及び事業者が円滑に運営できるよう市としても周知を含め積極的な支援策を検討すること。
 - ⑥ 子どもの虐待について、保健所、医療機関、警察等とも連携を密にしながら、予防、早期発見、防止等、その機能が十分に発揮されるよう充実させること。
3. 地域医療の確保対策について。
 - ① 地域にとって必要な医療・介護のあり方を明確化するビジョンを確立し、医療・福祉・介護の連携を推進すること。
 - (ア)市立根室病院の病棟の早期再開。今後の病床利用のあり方について検討すること。
 - (イ)市と市内医療機関との定期的な懇談・情報共有の機会を今後も継続すること。
 - (ウ)市内の民間医療機関の経営に対する必要に応じた支援策を検討すること。
 - (エ)在宅医療、特に訪問診療や訪問看護の体制充実に向けた支援、地域リハビリテーション推進のため体制の構築に向けた検討をすすめること。
 - (オ)市立根室病院の体制整備・経営改善にむけ、外部の専門人材等も活用しながら抜本的な改革に取り組むこと。
 - ② 医師、看護師など医療従事者の確保対策のさらなる推進。
 - (ア)市として2023年度から5か年を重点期間とした看護師等確保総合対策事業等を進めてきたところだが、引き続き若手看護師定着を図るための市立根室病院および市内医療機関の実態を踏まえた効果検証と施策の充実を繰り返し実施すること。
 - (イ)市奨学資金の貸し付けを受けている方に対するアプローチを、市長部局と市立病院が連携しながら取り組みを進めること。

5. 医療・介護・福祉・子育て支援等について

(ウ)市立根室病院に勤務する看護師など医療従事者の研修機会等のさらなる充実。

(エ)また訪問看護や介護・福祉施設、幼稚園・保育所など看護師が必要とされる分野は幅広く、市の総合対策事業で一部対応にバラツキもあることから、こうした内容について十分に精査を行うこと。

③ 市立根室病院ですべての妊婦の分娩が再開できる体制整備を進めること。

4. 保健予防活動について

① 受診率が低迷する特定健診やがん検診等への対策の強化を図ること。

② 子どもの予防接種などの医療・予防について、必要に応じて市外の医療機関とも連携するなど十分な体制を確保すること。

③ 带状疱疹ワクチンについて引き続き市の独自助成制度を継続すること。

④ 健康への意識が低い学齢期から若年者層への意識啓発を含めた対策の充実。自営業など法的な健診機会の無い40歳以下の若年者層に対する制度の検討を行うこと。

5. 地域福祉の推進について

① 地域福祉計画の策定にむけた作業の加速化。福祉施設をはじめとした関係機関や団体や地域住民等が幅広く参画し協議検討を行うための組織の立ち上げ、および意識や理解を高めるための講演会など各種事業の実施を計画すること。

② 民生委員・児童委員の担い手対策の推進。

(ア)実情について広く地域と共有すること。必要に応じて担い手を公募すること。

(イ)民生委員に対するサポートや空白地域における調査や訪問など市内の民間事業者や地域住民と連携した取り組みを検討すること。

(ウ)業務におけるICTの利活用について検討すること。

6. 介護保険・高齢者福祉の施策について。

① 低所得者に対する介護保険料・利用料の軽減措置を国に求めるとともに、市独自の減免制度の拡充を図ること。社会福祉法人等の減免制度の利用促進を図ること。

② 深刻な介護人材の不足に対して、引き続き行政と事業者が協力しながら短期・中長期的な観点から総合的な施策を推進すること。介護サービスに従事する医療専門職の確保も含め対策を検討すること。

(ア)介護サービス事業者対策協議会に障害福祉サービス事業所の参画も検討すること。

(イ)外国人介護人材確保の取り組みにむけた市としての支援策の検討をはかること。

5. 医療・介護・福祉・子育て支援等について

(ウ)介護人材紹介事業所の手数料負担への支援。

③訪問入浴サービスの早期再開に向け引き続き対応を図ること。

(ア)代替策の「通所入浴」について事業者と協議の上、新規利用者の受け入れ拡充について検討をすすめること。

④家族介護支援金、家族介護用品支給の支給対象者のさらなる拡大など、家族介護の負担軽減の対策をさらに進めること。

⑤独居高齢者や高齢者世帯の急増に対して従来の介護サービスの枠組みだけでは対応できない生活支援について、市としてさらなる施策や制度の拡充を図ること。

⑥住民が主体となり、リハビリテーション職種等の専門職が参画する介護予防の地域的取り組みについて研究すること。

⑦認知症基本法にもとづく施策の充実。

(ア)市民の認知症に対する理解促進の取り組みを強化すること。

(イ)チームオレンジの具体化と取り組みの充実に向け、認知症サポーターのステップアップ講座について継続的に開催すること。

⑧老人クラブの活性化にむけて、市内のニーズを把握する作業を進めるとともに、必要な施策を講じること。

7. 障害者（児）への施策について、当事者・家族や関係者の声が届き、障がい者が真に地域で自立した生活が営めるようなものとするよう充実させていくこと。

①サービス基盤、特に不足するグループホームや在宅サービス分野の事業の拡大への積極的な支援。

②専門職種の配置など、障がい者およびその家族への相談体制を改善・強化させること。

③障害者の就労支援について、周知や地域理解を進めていく観点からも、関係機関や福祉事業者だけではなく、市内一般企業などとも協議し、実施すること。

④地域自立支援協議会の運営において、その機能が十分に発揮されるよう各関係機関・団体と連携をはかっていくこと。

⑤児童デイサービスセンターの職員体制の早急な確保と専門職の育成。

⑥放課後等デイサービス事業への財政支援、人材確保・育成の支援を強化すること。また将来的な施設整備について、事業者や利用者の意見を聞きながら、市としても最大限の協力を行うこと。

5. 医療・介護・福祉・子育て支援等について

- ⑦ 特別障害者手当について、手帳を取得していない方や要介護者など制度を知らない方に対して普及を進めるため、事業者や専門職へのさらなる周知を図ること。
 - ⑧ 障害者（児）に対し、市として乳幼児期から学齢期への相談・生活への支援と教育環境の整備、青年期以降の就労定着を含めた生活支援、高齢期の支援体制と住民の理解を促進し適切な配慮が受けられるよう取り組みを進めること。
 - ⑨ 当事者組織である障害者団体の活動や運営の活性化につながる支援策の推進。
 - ⑩ 市の身体障害者自動車改造費について、介護する家族の車両にも適応させるよう制度の拡充を図ること。
 - ⑪ 医療的ケア児等への対応
 - (ア) 病状や生活実態をふまえ受診機会を確保するための支援策を充実していくこと。
 - (イ) 市立根室病院における「医療型ショートステイ」を検討すること。
 - (ウ) 災害時の支援の充実。
 - (エ) 総合的な相談支援体制の推進。
8. 国民健康保険について、社会保障としての概念・位置づけをしっかりと堅持し、国民皆保険の精神のもとに適切な運営を行うこと。
- ① 国民健康保険の資格証明書の発行（特別療養費の支給）は原則として行わないこと。
 - (ア) 納付相談において、被保険者の生活実態の把握とそれに対する減免・分割などの対策を、これまで以上にきめ細やかに行うこと。
 - (イ) 滞納処分にあたっては、対象世帯の生活が脅かされることの無いよう、十分な調査を行いながら慎重に取り進めること。
 - (ウ) また仮に差し押さえ等の処分実施により対象世帯の生活苦が生じることが判明した場合には、いのちと健康を守ることを第一優先し、差し押さえ金額の返還など柔軟な対応を速やかに取り計らうこと。
 - ② 国保法第 44 条に基づく一部負担金の減免制度を、被保険者の生活実態に合わせて、より活用しやすいように規定及び運営の改善をはかっていくこと。あわせて保険税の減免の申請相談に来た被保険者に対してもこうした制度の紹介をしていくこと。
 - ③ 18 歳以下の子どもにかかる均等割について、国は 2027 年度から 5 割軽減の対象を拡大する方針だが、市としても独自の対策により減免率を拡充すること。
 - ④ 国民健康保険の傷病手当金の制度の創設を北海道に求めること。

5. 医療・介護・福祉・子育て支援等について

- ⑤ 2026年度から開始予定の「子ども子育て支援金」制度について、国保加入者にとって大きな負担とならないよう、また本制度の問題点について国および北海道に対して改善を求めること。
- 9. 社会福祉施設整備費補助金の予算の抜本的な拡充と補助額の大幅な引き上げを国に求めること。
- 10. 社会福祉施設を設置・回収する場合の市の補助事業について、社会福祉法人以外の団体にも対象が拡張されたところだが、福祉避難所の受託を要件とした場合に対応できない事業所も考えられるため、必要な対策を引き続き検討・実施すること。
- 11. 生活保護は、市民にとっては最後のセーフティネットであり、その機能が十分に発揮されるよう対応すること。
 - ① 市民の生活実態を反映した保護基準となるよう改善を国に求めていくこと。
 - ② ケースワーカーの配置について、急増する保護世帯数及び自立支援への取り組み強化も見据えた適正な人員配置とすること。
 - ③ 就労プログラムについては、単なる就労支援にとどまらず、社会的な自立を支えるための支援となるよう事業を進めること。
- 12. 子どもの貧困について。
 - ① 地域における実態把握を進めるため、定期的な調査の実施を行うこと。
 - ② 調査結果をもとに、各種指標の改善目標をたて、その達成にむけた施策拡充および推進体制の強化を図ること。
 - (ア)特に貧困率が高くなるといわれているひとり親家庭については、重点的な対応・支援を行うこと。
 - ③ 子どもの未来応援サポート事業は今年度は利用実績が無いことから、利用対象者の把握を進める観点からも学校教育や保育・幼稚園等との連携・情報共有を図りながら、根室市として子どもの学習・生活支援事業のあり方について抜本的に立て直しを行うこと。
 - ④ 民間団体との連携や支援のあり方について、関係団体と協議・検討を行うこと。
- 13. 市民のくらしの実態を踏まえ、各種使用料・手数料の減免制度の周知徹底・相談活動を強めるとともに、市営住宅や上下水道料金等の減免制度の拡充をはかるなど、低所得者対策を抜本的に強化すること。

6. 教育について

1. 子どもの権利条約の理念の普及啓発に努め、子どもの健やかな成長を支える様々な施策を地域の実態に即した形で総合的に推進すること。
 - ① 条約の理念をもとに、将来に渡り市民と市が一体となって子どもの権利を大切にすため子どもの権利条例を策定すること。
2. 学力を数値目標だけで競争させるやり方に反対し、子どもたちに「真の学力」が身につく、一人ひとりの人格形成をめざした教育に努めること。
3. 小中学校の「適正配置」について、子どもたちと地域にとってよりよい教育環境を整備していくために何が必要かを中心課題として、児童生徒、父母、教職員、地域の意見を十分に反映させること。
4. 義務教育学校化について、目的や利点、課題などを保護者や地域住民、現場の教職員に明らかにし、意見を求め合意を図りながらすすめること。
5. 教育予算の増額で、次代を担う子どもたちの教育条件を整備すること。
 - ① 老朽化した学校施設の改修・改善を進め、教育環境を整備すること。
 - (ア) 国の「空調設備整備臨時特例交付金」等を活用し、学校体育館（避難所）への冷房設置を行うこと。
 - ② 児童生徒の活字離れ対策の観点からも、学校司書を配置し、図書館利用の一層の推進と、学校図書館運営に伴う教職員の負担軽減すること。
 - (ア) 児童生徒が利用しやすい学校図書館のあり方について検討すること。
 - ③ 就学援助を受けている児童・生徒に対して、医師の診断のもと、眼鏡の購入を補助する仕組みを検討すること。
6. 少人数学級実現のために教員定数の抜本的な改善を国及び北海道に求めることをはじめ、子どもたちに行き届いた教育を行う上で重要な施策の展開、環境整備を行うこと。
 - ① 道費・市費含め、教職員の未配置や未補充を解消すること。
 - ② 教職員の働き方改革のための「業務量管理・健康確保措置実施計画」は、教育職員から具体的な取組に関する意見を十分に聞きながら策定すること。また1年単位の変形労働時間制は、数多くの問題点が指摘されており、市教委として導入に必要な規則改正を行わないこと。
 - ③ スクールサポートスタッフ等の各種支援員の全校配置を検討すること。
 - ④ ICT教育について

6. 教育について

(ア)情報化推進計画にもとづく、必要な機材の計画的な整備の推進。

(イ)タブレットや充電器は家庭へ持ち帰っての活用も増えているが、破損時の状況にかかわらず賠償について保護者負担とならないようにすること。

(ウ)タブレットの学校・家庭での長時間の使用は、視力低下をはじめ子どもたちの健康不安等を引き起こす懸念がある。家庭だけでなく学校も含め、健康面に配慮した使い方を指導・助言すること。

⑤ 中学校の部活動について、スポーツ庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づき、学校教育と社会体育を連携させるなど、教員の負担軽減につながるよう、引き続き地域展開を進めるとともに、子どもたち・保護者が多額の経費のためにスポーツ・文化活動を断念することのないよう配慮すること。

⑥ 通学カバンの軽量化にむけた調査・検討を図ること。

7. 特別支援教育について、必要とする児童生徒が増加している実態をふまえ、専門員と支援員および介助員は、国の責任による身分保障、補助制度などの創設を求めるとともに、現場の実態に見合った配置や処遇改善を進めること。

8. いじめ問題について、憲法や子どもの権利条約の精神を活かし、いじめのない教育現場をめざすとともに、いじめが起きても早期発見し、学校全体さらにはPTA、地域とも協力して解決していける体制づくりを進めること。

9. 不登校の児童生徒が増加している状況を踏まえ、適応指導教室の体制のさらなる充実や学校・家庭と連携した専門職による支援など抜本的な対策を検討すること。

10. 放課後教室について、登録児童数の増加や特別な支援を必要とする児童も増えていることから、子ども達の安全な利用のため、必要な指導員体制の増員を図ること。

11. 学校給食施設の整備については

① 民設民営による施設整備が検討されているが予算的な面だけでなく、子どもたちの健康・安全、食育、地産地消の観点を含め、当市に適した学校給食を守ること。

② 教職員、保護者、子ども達自身の意見が反映されるように施設整備を進めること。

③ 高齢者の食の自立支援、災害時における炊き出し、高校への給食提供の可能性など、多方面からの運用のあり方を市長部局とともに検討すること。

12. 根室市の社会教育や公民館活動の取り組みや成果について、広く市民と共有し、その効果を地域全体に広げる取り組みについて検討すること。

6. 教育について

- ① 市民の社会教育士の育成にむけた支援を検討すること。
13. スポーツ健康都市宣言を有意義なものにするために、行政全体のなかでの宣言の位置づけを確認し、宣言に基づく施策の改善・充実をはかること。
 - ① 総合スポーツの推進など市民の生涯スポーツの普及をはかる上でも、市としてスポーツや体育指導の専門知識技術を備えた職員の育成と市民による指導員の養成を進めること。
 - ② 新総合体育館の建設について
 - (ア)国等による新たな財源の確保および建設費の圧縮。市の総合体育館建設基金について集中的な積み増しを図ること。
 - (イ)国道側以外の車が通行できる道路アクセスについて検討こと。
 - ③ 障害者スポーツの普及・促進に努めること。
 - ④ これまで競技団体が実施してきたスポーツ大会などの参加者数が減少している状況から、学校現場や地域団体等も含め、今後の運営や参加集約のあり方について検討を行うこと。
14. 市民の教育文化の向上に資する施策を充実させること。
 - ① 文化サークル、市民活動を推奨するための必要な予算を確保すること。
 - ② 総合文化会館に保管されている美術品などについて、今後の保管場所や保管方法について、専門的な知見を踏まえた検討を行うこと。
15. 図書館の老朽化が進んでいる現状から、雨漏りの対策や長期的な観点による計画的な整備を推進すること。
16. 史跡・歴史文化の資料の保存と活用
 - ① 歴史と自然の資料館の計画的な補修・整備の推進。
 - ② チャン跡群、和田屯田兵村の被服庫、西月が岡遺跡など根室の歴史遺産について、保護と活用に関する計画を着実に推進するとともに、周辺環境の更なる整備促進を図ること。
 - ③ 根室および千島の貴重な歴史・自然・文化に関わる史跡や資料などの保存と研究・展示等について、将来的に国立博物館の設立など国の責任で整備するよう強く求めること。

7. 防災・減災対策について

1. 巨大地震の発生確率がきわめて高い根室市の防災・減災対策の更なる充実を図ること。

- ① 公共施設の耐震化事業の計画的な促進。
- ② 被害想定等に基づいて避難訓練の回数や避難路の見直しなど、検討すべき課題の洗い出しを進めること。
 - (ア)道路の陥没や、電柱や家屋の倒壊などにより、自動車による避難が十分に機能しないケースも想定した地域計画を検討すること。
 - (イ)冬期間の災害発生に対して、あらためて避難路や避難所などにおける備蓄など総合的な検証を行いながら、必要な対策を推進すること。
- ③ 災害時において、自主防災組織がその役割を十分に果たせるように、日常的な指導・助言を行うこと。また、市が交付する自主防災組織に対する活動助成金についても、より有効に活用されるような情報提供を行うこと。
- ④ 感染症対策を踏まえると避難所の絶対数が現状では不足することから、民間宿泊施設および宗教施設等も含め民間と協力し、市民が安心できる避難所数を確保すること。
- ⑤ 避難所の備蓄品の整備及び食料や水等の適切な更新。避難所における感染症対策の充実。備蓄備品の安全な保管場所の確保。
- ⑥ 光ファイバー網の被災などインターネットの通信障害に備え、災害支援の拠点や避難所で衛星インターネットシステムの導入を検討すること。
- ⑦ ペット同伴の避難時の対応について検討すること。
- ⑧ 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村の努力義務とされている「支給を調査審議するための合議制の機関」（審議会）の設置について、報道によると他地域では審議会が無かったことによって弔慰金の支給が遅れたケースがあるとされ、国からも全国の自治体に設置があらためて求められている。根室市においても他地域の実情の調査を行い、必要に応じて審議会の設置条例の制定など適切な対応を行うこと。

2. 消防力の充実強化について

- ① 消防車両・消防資機材等について更新の年次計画に沿った予算化を着実にを行うこと。
- ② 水利施設の整備促進および防火水槽等の老朽化対策についても計画的にすすめること。
- ③ 常備職員の体制充実、救急救命士の増員を図ること。
 - (ア) 職員体制の高齢化が見込まれ、また職員の中途退職など不安定な要素が引き続き懸念されるが、多発する自然災害等に対して地域として必要とされる消防力が維持できる

7. 防災・減災対策について

職員定数のあり方について検討すること。

3. 民間住宅の耐震化率の向上のために必要とされる課題を整理し、その対策をすすめること。

既存の住宅耐震化リフォーム制度のあり方について十分な検討を行うこと。

① 市全体の空き家対策と一体的な施策の推進。

② 家具転倒防止の助成制度の活用促進に向けた方策を検討すること。

4. 災害時要支援者の対策の強化。

① 災害時避難行動要支援者に対する避難支援体制をより実効性のあるものにするため、自主防災組織や関係者との協力推進体制のあり方について具体的な検討を進めること。

(ア)独居高齢者や障害者、また登録されている災害時の要配慮者の名簿等について、自主防災組織、町会と日常的な情報共有を図ることについて検討すること。

(イ)介護や福祉の専門職と協力し、要支援者の登録と個別避難計画の作成を推進すること。
そのための報酬など一定の予算を確保すること。

(ウ)医療的ケア児をはじめ、高齢者等もふくめ在宅で医療機器等を必要とする方に対する支援のあり方について検討すること。

② 福祉避難所について

(ア)必要な人員体制の確保とともに、運営マニュアルの早急な整備をおこなうこと。

(イ)民間事業所との連携をより強化し、必要性の高い備品等の整備をすすめること。

(ウ)必要に応じて医療機関との連携が十分図られる体制整備を進めること。

(エ)福祉避難所を実際に利用する場合を想定した避難訓練の実施について、関係機関を含め具体的な検討を進めること。

8. 平和、ジェンダー平等、自然保護、エネルギー問題等について

1. 非核平和都市宣言にふさわしい事業計画の策定と実施。

- ① 核兵器禁止条約を批准するよう政府に求めること。また、核保有国をはじめ、批准に反対する国々対し、被爆国として批准を求める役割があることを政府に強く訴えること。
- ② 恒久平和と根室空襲等について広く市民周知、特に若い世代や子ども達の理解・関心を高める事業、また平和祈念の碑など有効な活用を図るための施策を実施すること。
- ③ 7月、8月を非核都市宣言の強化月間と位置づけて、原爆展や空襲展などの事業を積極的に行うこと。
- ④ 原水爆禁止世界大会、平和市長会議へ積極的に参加すること。
- ⑤ 牧の内飛行場跡、掩体壕、トーチカ等、市内各所にある「戦争遺産」について、戦争の悲惨さと平和の尊さを後世に伝える貴重な史跡であることから、それらの研究等を行うとともに、史跡の保存や標柱の設置など利活用や分かりやすい情報発信のための方策について市としての基本的な方針を策定すること。

2. 米軍による矢白別演習場の軍事訓練に対し、地元自治体として反対の姿勢を明確化すること。

- ① 住民の安全を確保するため、演習場周辺自治体との共同をすすめること。
- ② 日米共同訓練に関する情報を全面的かつ早急に公表するよう関係機関に働きかけること。
- ③ 把握した情報は速やかに市民に伝えるよう努めること。住民などからの問い合わせや苦情等に対応できる現地窓口を設置するよう関係機関に働きかけること。

3. 新たな男女共同参画基本計画にもとづく施策の推進。

- ① 地域や家庭、学校、民間事業所などと協働し、ジェンダー平等社会が推進される施策に取り組むこと。また継続的な現状分析および施策の評価を行うこと。
- ② パートナーシップ制度の早期実施および北海道に制度の実施を強く求めること。
- ③ 女性支援法にもとづく市としての相談支援体制の早期確立と市民への周知。
 - (ア) 女性相談支援員の配置。
 - (イ) 支援調整会議の設置。
 - (ウ) 青少年相談室について女子生徒からの相談も増加していることからその体制強化を検討すること。

4. ラムサール条約登録湿地であり、国定公園への新規指定候補となった春国岱・風蓮湖周辺および根室半島全域における自然の保護と活用、市の歴史・文化等の地域資源を十分に生かしたまちづくりを進めること。

8. 平和、ジェンダー平等、自然保護、エネルギー問題等について

- ① 歯舞地区の湿原について多くの市民がその価値や内容を知り、また内外へ積極的な発信をすすめるための活動を促進し、必要な予算措置を行うこと。
 - ② 国立公園の具体的な範囲や市民や関係機関等の機運醸成を図り、また地域として必要な対策を進めていく上でも、道の「野付半島・風蓮湖・根室半島地域国立公園化協議会」での積極的な論議を進めること。
5. 野鳥観察観光の積極的な推進を図るとともに、根室の自然、農業や漁業、歴史、文化を活かした観光の研究を進めること。市民の森の有効活用を図ること。
6. 原発と化石燃料からの脱却を地域としても位置付け、行政と民間が一体となり、根室の自然環境と共生する省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入促進の取り組みをすすめること。
- ① 乱立するメガソーラー発電所による自然環境や景観等への影響が深刻に懸念されており、市として今後も必要な対策を強化していくこと。
 - ② 市民の理解を広げるための講演会等を開催すること。
7. 家庭用ゴミおよび事業者からの持ち込みも含めリサイクル率の向上をはかり、廃棄物の最終処分量を抑制するための具体策を推進すること。
8. プラスチックごみ等による海洋汚染について、政府に対してより実効性のある対策強化を求めるとともに、プラスチック資源循環法に基づき地域としてプラスチックごみを減量するための対策を検討すること。
9. キタキツネやノラネコなど市街地で野生動物の出没が増えており、対策のさらなる強化。
- ① 猫の不妊・去勢手術の助成金を創設すること。